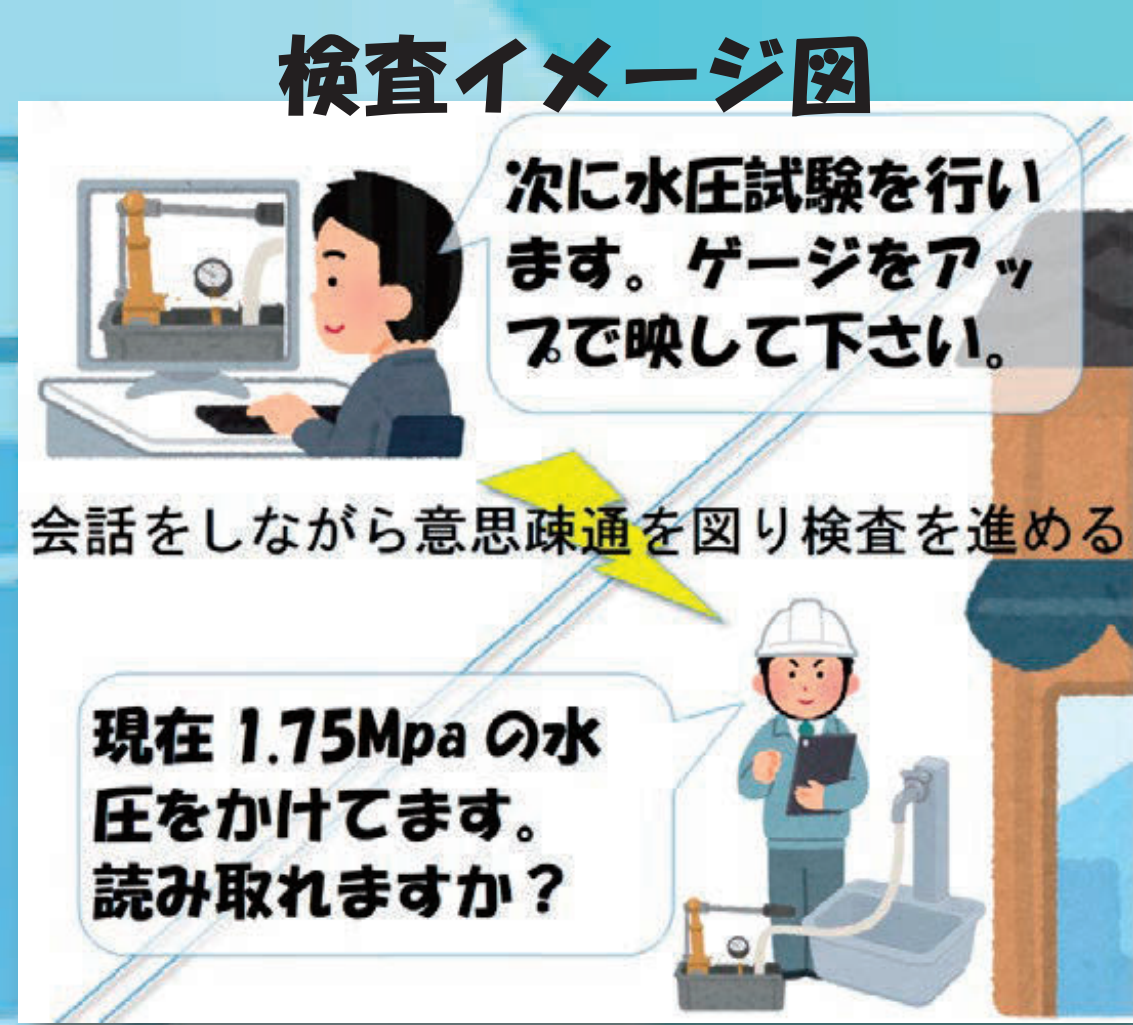




給水装置工事の遠隔臨場による検査

水戸市上下水道局水道部給水課

【本取組に関する問合せ先】 ☎029-231-4112
repair@city.mito.lg.jp



1. 抱えていた課題

給水装置工事の遠隔臨場による検査(以下、リモート検査)を導入したのは令和3年度になる。当時はコロナ禍のまっただ中であり、給水装置工事の検査において、指定工事事業者と職員が飛沫防止用のアクリル板なして接触する機会が問題視されていた。

当時、水道業界雑誌「きゅうすい工事」において、神戸市様が遠隔臨場による検査を実施している記事を目にし、あくまで緊急手段として、実施できる準備を整えた。しかしながら、幸いにも試験的な実施に留まり、本格的な運用には至らなかった。当時から、緊急手段と位置付けていたことには理由がある。水道法がアナログ前提であり、デジタルに対応できなかったことが大きな課題であった。

【水道法第17条(給水装置工事の検査) 抜粋】

第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

水道法17条は職員が現地に訪問(アナログ)が前提であり、遠隔臨場(デジタル)に対応できない

2. 取組概要

法第17条の課題については、日本水道協会および当時の厚生労働省へ相談し、最終的には厚生労働省通知により解決に至った。

【厚生労働省課長通知 デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について】 R5.3.31抜粋

【水道法第17条第1項について】

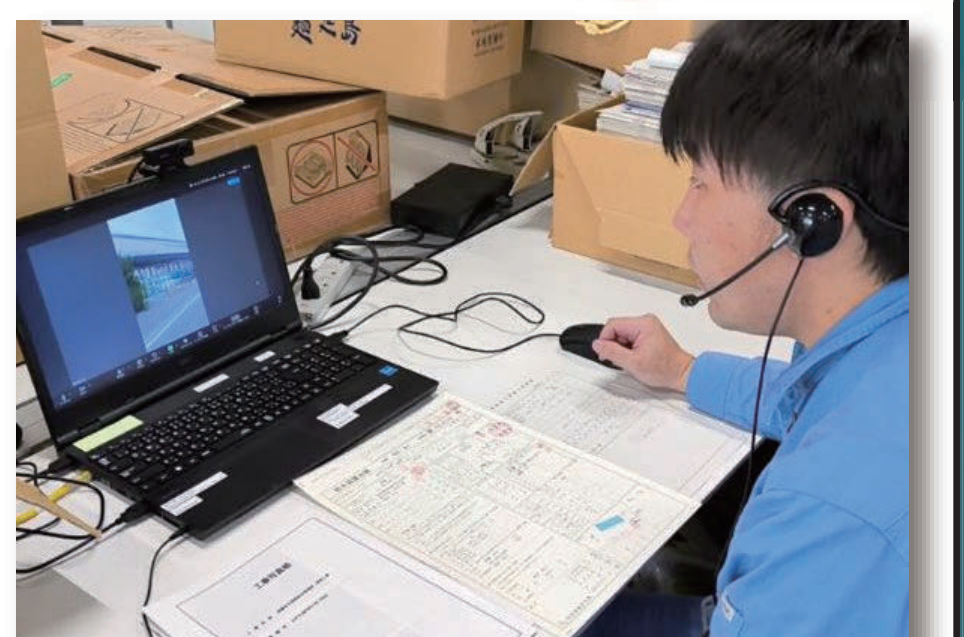
水道事業者の職員が行う給水装置の検査の実施方法は、水の供給を受ける者の土地又は建物等に立ち入って検査する従前の手段のほか、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。

【水道法第17条第2項について】

オンライン方式による立入検査を行う場合は、職員は身分を示す証票を携帯し、関係者に画面越しに提示するものとする。

解決

水道法の課題が解決した頃にはコロナの感染状況は落ち着き、リモート検査のことも忘れつつあったが、今度は行政へDXの波が押し寄せた。そこでリモート検査に再度注目が集まり、制度にひと工夫を加えれば業務の効率化に繋がると感じ、リニューアルに至った。具体的には、リモート検査は検査場所間の移動時間を考慮せずに予約を組むことが可能となるため、オンライン予約制度を導入した。指定工事事業者からは、「従来と比べ検査の予約枠が2倍以上に増え、かつオンライン予約が可能となったため、利便性が向上した。」と好評である。



3. 取組の効果

①検査業務の効率化

従来の立会検査では、一人当たり最大5件の検査を実施していた。一方、リモート検査では、移動時間の削減により、一人当たり最大11件の検査が可能となった。事務処理も検査後にできるため効率が良い。

【従来の立会検査】検査員1人1日あたり最大で5件の検査が可能

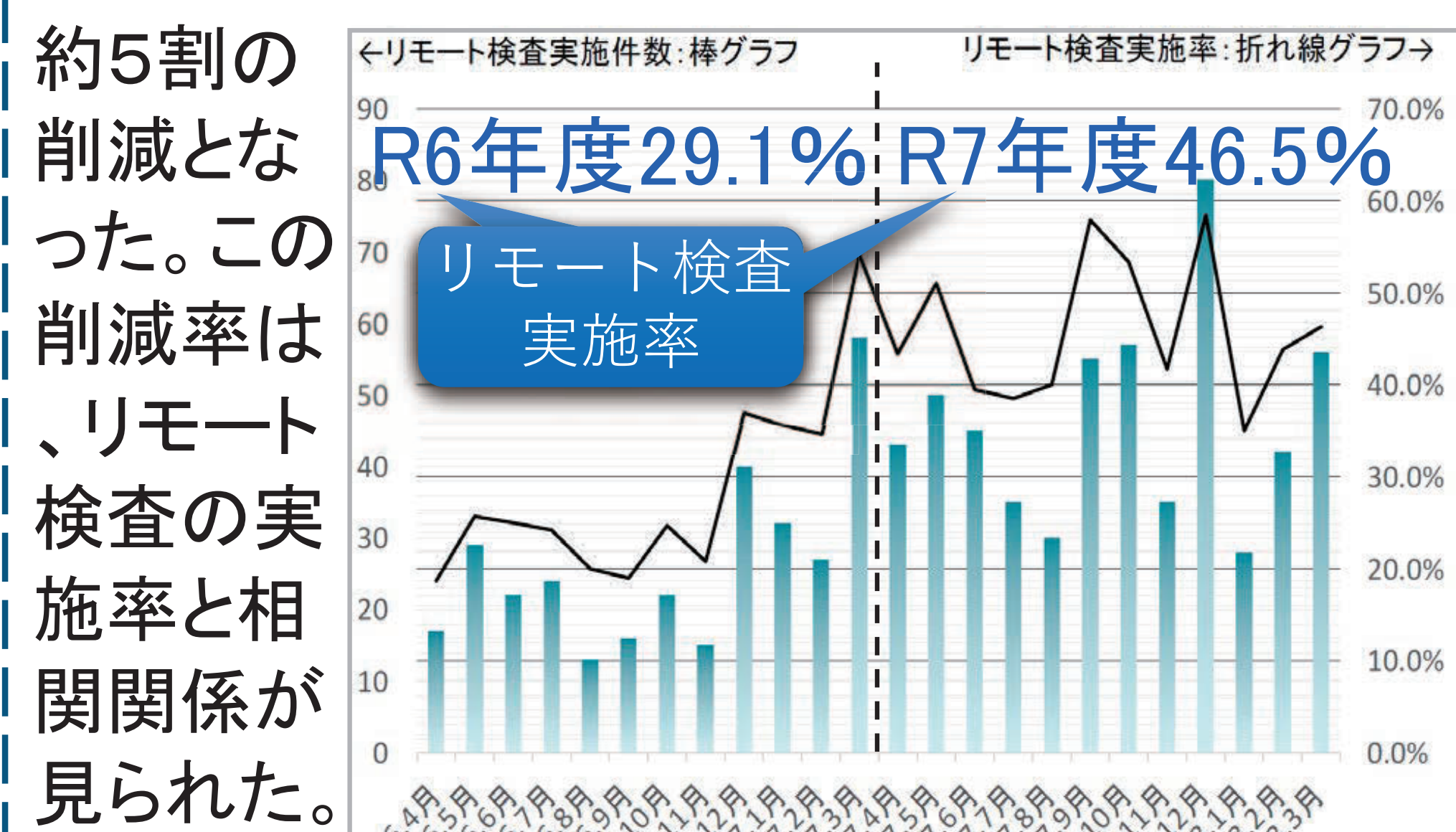


【リモート検査】検査員1人1日あたり最大で11件の検査が可能



②環境負荷軽減

リモート検査導入前と比較して、公用車のガソリン給油量の削減効果が確認できている。導入後の令和6年度は約3割、令和7年度は約5割の削減となった。この削減率は、リモート検査の実施率と相関関係が見られた。



③労働環境の改善

- ・ 公用車運転負担の軽減
- ・ 交通事故等リスクの低減
- ・ 炎天下等の厳しい環境下における現場作業の低減
- ・ 時間外勤務の減少(約3割減)

【参考】導入前後の時間外勤務の比較

年度	リモート検査の実施状況	時間外勤務数(担当職員3名)
令和5年度	リモート検査導入前	年間1048時間
令和6年度	リモート検査315回実施	年間908時間
令和7年度	リモート検査556回実施	年間721時間

4. PRポイント

リモート検査のPRポイントは、オンライン会議が可能な環境があれば導入できる点に加え、初期投資や維持費用が不要な点です。立会検査またはリモート検査のいずれを選択するかは指定工事事業者に委ねていますが、現在では約半数がリモート検査を選択しています。遠隔臨場の手法は、行政におけるさまざまな業務で活用できると感じており、今後広く普及していくことを期待しています。